東区自治協議会委員推薦会議 会議概要録

【開催概要】

〇名 称:平成30年度 第5回 東区自治協議会委員推薦会議

〇日 時: 平成 31 年 2月 13 日(水) 午後 3 時 30 分

〇場 所:東区役所 会議室 B

【審議内容】

(1) 公募委員の選考について

- 1月6日(日)から2月5日(火)まで公募委員の募集を行い、募集人数2名のところ、4名の応募がありました。
- 当日、委員推薦会議の各委員が応募者の小論文及び活動歴の審査を行いました。
- ・推薦会議では、審査の集計結果を確認し、次期公募委員2名を選考しました。

(2) 次期委員の推薦状況について

・次期委員の推薦状況について確認しました。

(3) 東区自治協議会委員推薦会議運営要綱の改正について

• 区自治協議会条例及び規則の改正に伴う要綱の改正について、事務局より説明がありました。別紙改正案について、全体会議に諮ることとしました。

(4) 東区自治協議会の委員の公募に関する要領の改正について

• 区自治協議会条例及び規則の改正に伴う要領の改正について、事務局より説明があり、別紙のとおり、改正することとしました。

東区自治協議会委員推薦会議運営要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則(平成19年新潟市規則第20号) 第3条第6項の規定に基づき、東区自治協議会委員推薦会議(以下「推薦会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

- 第2条 推薦会議は、10人以内で組織する。
- 2 推薦会議の構成員(以下「構成員」という。)は、<u>それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以内の委員を</u>東区自治協議会(以下「区自治協議会」という。)が選任する。<u>この場合において、第2号及び第3号に掲げる区分の合計人</u>数は、4人以内とする。
- (1) 新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。) 第2条第2項第1号に該当する委員 6人
- (2) 条例第2条第2項第2号に該当する委員 3人
- (3) 条例第2条第2項第3号に該当する委員 3人
- 3 <u>前項第2号又は第3号に掲げる区分</u>から構成員を選出できない場合は、当該<u>区分</u>の 構成員は欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、<u>当該区分以外の</u> 区分から補欠の構成員を選任することができる。
- 4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。 (座長)
- 第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成 員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 推薦会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号<u>又は第3号</u>に該当する構成員は、自号の団体及び委員<mark>候補者</mark>の選考に関する議決には加わらない。
- 5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員<u>候補者</u>の推薦等に関し議長が必要と 認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

- 第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項<u>第1号及び第2号に該当する委員候補者並びに同項第3号に該当する委員</u>のうち、同項第2号に該当する委員<u>候補者</u>に準ずるもの(以下「団体選出委員等」という。)を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項<u>第3号</u>に該当する委員<u>候補者(団体選出委員等を除く。)</u>を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員<u>候補者</u>を区自治協議会に推薦すること。 (秘密を守る義務)
- 第6条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、また、同様とする。

(区自治協議会との連絡)

第7条 推薦会議は、委員<u>候補者</u>の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つ ものとする。

(座長専決)

- 第8条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。 (議決の委任)
- 第9条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決と する。
- (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における,補欠の団体選出委員<u>候補者</u> 等の決定に関すること。
- (2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成19年4月20日から施行する。
- この要綱は、平成21年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成26年12月24日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月28日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

東区自治協議会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例(平成19年新潟市条例第74号)に基づき東区に設置する、東区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。 (公募委員人数)
- 第2条 東区自治協議会の公募委員の人数は、2人以内とする。
- 2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠 員とすることができる。

(応募資格)

- 第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 行政区内に住所を有する満18歳以上の者
 - (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
 - (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者
 - (4) 東区自治協議会の公募委員として,過去に2期活動したことのない者 (応募方法)
- 第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに小論文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。 (推薦会議)
- 第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則(平成19年新潟市規則 第20号)第3条第1項の規定により設置する、東区自治協議会委員推薦会議(以下 「推薦会議」という。)が行う。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において小論文及び活動歴を審査し、構成員の 合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査 等をあわせて行うことができるものとする。

附則

- この要領は、平成20年12月15日より施行する。
- この要領は、平成24年12月14日より施行する。
- この要領は、平成26年12月17日より施行する。
- この要領は、平成28年11月29日より施行する。
- この要領は、平成30年12月7日より施行する。
- この要領は、平成31年4月1日より施行する。